

## 会 議 概 要

会議の名称		第1回つくば市指定管理者候補者選定検討会議				
開催日時		平成29年9月21日(木)				
開催場所		市役所 5階 庁議室				
事務局(担当課)		政策イノベーション部企画経営課				
出席者	委員	岡田委員, 倉持委員, 廣瀬委員, 牧内委員, 三田委員, 毛塚副市長(座長), 萩原スポーツ振興担当理事, 神部政策イノベーション部長, 小泉財務部長, 中山市民部長(ノバホール, つくばカピオ, ふれあいプラザ, 市民研修センター及び市民活動センター所管), 飯泉こども部長(大曽根児童館所管)				
	その他	五十嵐市長 文化芸術課: 吉沼課長補佐, 矢口係長, 宇津野係長 市民活動課: 田口課長, 片倉係長 こども育成課: 鳴海課長, 鴨田主任				
	事務局	飯村政策イノベーション部次長 企画経営課: 片野課長, 大越補佐, 吉岡補佐, 会田係長, 内田主任, 和田主事, 大友主任(記録者)				
公開・非公開の別		公開	非公開	一部公開	傍聴者数	6人
非公開の場合はその理由						
会議次第	<b>【委嘱状交付式】</b> 1 開会 2 委嘱状交付 3 市長挨拶  <b>【第1回つくば市指定管理者候補者選定検討会議】</b> 1 開会 2 会議の公開について 3 報告事項 対象施設の概要, 募集概要及び申請状況について 4 承認事項 採点表における各審査項目の配点について (1) 選定に関する基準について (2) 各施設の採点表について 5 閉会					

**事務局** 定刻となりましたので、ただいまからつくば市指定管理者候補者選定検討会議委員の委嘱状交付式を開会いたします。

委嘱状交付に先立ちまして、選定検討会議について若干御説明いたします。この選定検討会議でございますが、指定管理者候補者の選定を公正かつ適正に行うため設置されるものです。利用者の視点を含め、さまざまな視点から選定いただくため、委員としまして学識経験を有する皆様に加えまして、今年度から、公募委員の方も参加をいただいているところでございます。あわせて、毛塚副市長を初め、内部委員により、候補者の選定を行っていきたいと考えております。今年度、皆様に指定管理者候補者を選定いただく施設は、次第のほうに記載してあります6つの施設となります。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、委嘱状の交付に移らせていただきます。

五十嵐市長から委嘱状の交付を行います。お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、前へお進みください。それでは、市長よろしくお願ひいたします。

それでは、お名前をお呼びいたします。

#### 【委嘱状交付】

**事務局** それでは、五十嵐市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

#### 【市長あいさつ】

**事務局** 申しわけございませんが、五十嵐市長につきましては、この後別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

#### 〔五十嵐市長退場〕

**事務局** それでは、第1回つくば市指定管理者候補者選定検討会議のほうに移らせていただきます。まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

#### 【資料確認】

**事務局** それでは、規定によりまして、毛塚副市長がこの会議の座長となりますので、この後の進行につきましては、毛塚副市長に行っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

**座長** それでは、本日はよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、次第の2、会議の公開についてとなります。資料の1をこら

んください。

今回の第1回の会議につきましては、対象施設の概要及び募集概要などについて、各所管課から説明しますとともに、各施設の選定に係る採点表の承認を行うこととございます。これは、つくば市会議の公開に関する指針、この資料1-1です。その非公開の会議に該当しませんため、公開で進めてまいりたいと考えております。

次に、今後の第2回以降の会議についてでございますが、そこでは申請者によるプレゼンテーションを実施し、ヒアリング及び委員による採点を行いまして、指定管理者候補者を選定する予定となっております。このプレゼンテーション、ヒアリングの際には、選定に必要な情報を把握する必要がございますため、企業の内部事情ですとか、またノウハウの聴取が予想されます。そのため、つくば市情報公開条例に規定されております不開示情報を含みますものとして、会議を非公開とすることが、2回目以降につきましては適当であると考えております。

この公開の方針について、ご意見ございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**座長** よろしいですか。そうしましたら、第1回は公開で、2回目以降は非公開で会議を行いたいと思います。

今回、傍聴者の方々はいらっしゃいますか。いらっしゃいましたら、ご入室をお願いします。

〔傍聴者入室〕

**事務局** 傍聴者の皆様へお知らせがございます。

ただいま会議の公開について検討いたしまして、その結果、第1回会議につきましては公開することに決定いたしました。2回目以降の会議についてでございますが、つくば市情報公開条例に規定する不開示情報を取り扱うということで、非公開とすることに決定いたしました。

なお、傍聴に際しましては、会議の秩序を乱し、また会議の妨害となるような行為はしないように、よろしく願いいたします。

以上です。

**座長** それでは、会議を再開したいと思います。

続きまして、次第の3、報告事項、対象施設の概要、募集概要及び申請状況についてとなります。

事前に配付しました各施設の募集要項、仕様書等と資料2をご用意いたします。よろしいでしょうか。そうしましたら、初めに、ノバホールについて文化芸術課

から説明をお願いします。

#### 【文化芸術課からノバホールについて説明】

**座長** ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの説明についてご質問  
ございますでしょうか。今回初めての委員さんたちもいらっしゃいますので、ぜ  
ひ基礎的なことについても、質問いただければと思います。

**委員** 3年から5年に期間が延長されたのは、今回からという理解でよろしいで  
すか。

**文化芸術課** はい、大丈夫です。

**委員** その理由がちょっとよくわからなかったのですが、説明いただいてよろし  
いですか。

**文化芸術課** 3年間で事業を行っておりまして、今年の実績評価を来年にして、  
それに基づいて、次の年度の計画を立てていくのですけれども、3年だと1年間  
の実績評価だけで終わってしまうので、もっと長いスパンで見て、5年というこ  
とで、長期計画も立てられるということから5年にしました。

**委員** プレゼンテーションを聞いてからかもしれないのですけれども、5年間に  
することによって、何かこういう大きなメリットが得られるみたいなことがよく  
わからなかったのですけれども。例えば、市でやるときには、実施計画3年で回  
しますよね。庁内の事務事業に関しては3年で回しているのに、外に出した途端  
5年で回す。5年で回すから、こういうメリットが得られるというところは何か  
あるのか。

**文化芸術課** 例えば、ノバホールですので、文化芸術事業を行っております。公  
演とかの事業になりますと、結構先々の予定までありますので、その辺を考慮し  
まして、長いスパンで考えております。

**委員** わかりました。ありがとうございました。

**座長** そうしましたら、それぞれの施設、また全体も後でまた質問の機会も設け  
ますので、ぜひ全体も通した質問を後ほどよろしくお願いいたします。

次に、つくばカピオについて、引き続き文化芸術課からご説明をお願いします。

#### 【文化芸術課からつくばカピオについて説明】

**座長** ただいまの説明について、引き続きご質問ございますでしょうか。

**委員** 基本的なところなのですが、先ほどのノバホールさんとカピオさんが非公  
募というのは、これは指定管理者制度が入ってからずっと非公募で続いていると  
いうことでよろしいのでしょうか。

**文化芸術課** はい、これまで3回やってきましたが、全て非公募で行っておりま

す。

**委員** わかりました。ありがとうございます。

**座長** では、参考までに、非公募にしている理由とかも説明しておいてもらえますか。

**文化芸術課** 理由は、ほぼノバホールと同様で、同一の財団になっておりますので、理由は同様となっております。

あと一つ、訂正なのですが、先ほど3回と申しましたが、これまでに4回指定管理制度、今度もしも受けたら5回目になります。

**座長** そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、次に進みまして、また何かございましたら、またまとめの段階でお願いいたします。

次に、市民研修センターについて、文化芸術課から説明をお願いします。

#### 【文化芸術課から市民研修センターについて説明】

**座長** ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしたら、またまとめて後で何かございましたら、よろしく申し上げます。

続きまして、ふれあいプラザについて、引き続き文化芸術課からご説明をお願いします。

#### 【文化芸術課からふれあいプラザについて説明】

**座長** ありがとうございます。引き続き質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、続きまして、市民活動センターについて、市民活動課からご説明をお願いします。

#### 【市民活動課から市民活動センターについて説明】

**座長** ただいまの説明について、質問はございますでしょうか。

**委員** 一つ質問させてもらいたいのですが、移転を検討中というようなお話がありましたけれども、急ぎということなのですが、これは、指定管理料への影響についてはどのようにお考えになっておりますか。

**市民活動課** 移転が決まりましたら、改めて指定期間のほうを設けるために、また改めて議会の議決を要しますので、そういった要件が整ったときに、改めて募集をかけるということになります。そういった条件のもとに、また新たに再募集というふうな形になります。

**座長** よろしいですか。ほかに、委員の先生方、いかがでしょうか、ご質問のほうは。よろしいでしょうか。

では、次に進みます。

最後に、大曽根児童館について、こども育成課からご説明をお願いします。

#### 【こども育成課から大曽根児童館について説明】

**座長** ありがとうございます。ただいまの大曽根児童館の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

そうしましたら、各施設まとめた質問に移りたいと思います。各所管からの報告事項は以上となりますので、全体について、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いします。個別の施設についても、これまで質問しそびれたような点もございましたら、ぜひお願いいたします。

**委員** 全ての施設が、現在の指定管理者が申し込んでいて、最後の一つがそのほかのところも申し込んでいる、そういう理解でよろしいですか。

**こども育成課** 大曽根児童館につきましては、開館から2年7カ月、3年、5年と同じ事業所で行っていましたが、今回は、その今までの事業所の方が、別なビジョンがございまして、今回は辞退されておりますので、新しい二つの事業所で行います。

**委員** では、それ以外の事業所について、ちょっとお伺いしたいのですけれども、これまで指定管理をお願いしていて、市長からサービスの質を高めることが理由だというふうにあったと思うのですけれども、そのサービスの質という点で、何か抱えている課題感みたいなものはあるのでしょうか。

**市民活動課** 市民活動センターにつきましては、先ほどもご説明したとおり、センタービルの1階にございまして、ご存じの方はわかるかと思うのですが、ちょうど会議室がオープンスペースになっておりまして、会話がやっぱり筒抜けになってしまうとか、使い勝手がちょっと狭隘なため、手狭であるということで、そういった施設利用に関する要望というものが、かなり出ております。そういったところの改善を何とか早く解決したいというのが現在の課題となっております。以上でございます。

**座長** ただいまのはちょっと指定管理の話というより、市の設備がそうになってしまっているという、今の指摘はそういうところですね。ほか、どこか施設で、委員のご質問の点で、何かございますでしょうか。

では、文化芸術課をお願いします。

**文化芸術課** まず、カピオのほうなのですけれども、こちら、稼働率が、アリーナにつきましては、ほぼ100%に近い稼働率になっております。予約が大分とりにくいとかという市民の方からの意見もありましたので、平成28年度から月曜

日を開館といたしまして、もっと予約をとりやすくなるように努めております。また、市民からの意見なのですけれども、ノバホールとカピオ両方なのですが、つくばのセンター地区に位置していることもあり、駐車場が周辺の有料駐車場を使っただけのようなことになっておりますので、そちらはちょっと改善というか、面積的になかなか対応できないのですけれども、そういった意見もございません。

**委員** ありがとうございます。

**座長** ほか、ふれあいプラザですとか、研修センターですとかはいかがですか。

**文化芸術課** まず、市民研修センター、北部のほうにあるものなのですが、こちら入浴施設を有しております。年間約3万4,000人ぐらいの利用者の方があるのですけれども、約80%を超える方が免除利用者となっております。なかなか利用料収入が上がらないというのが現実なのですけれども、地域の住民の方がたくさん利用していただいて、アンケートとかを見ますと、職員の対応はかなり満足という高い数字が出ております。あとこちら、講座等を開催しております、さくらまつりというように、そういった発表の場とかを開催しまして、市民の地域の方との交流を深めることを行っております。

南部に位置するふれあいプラザにおきましても、利用者のニーズに応えた講座等をたくさん開催しております。好評を得ておりまして、職員の対応につきましても、満足という方がかなり多いというのが現状です。

以上になります。

**座長** ありがとうございます。この後の議論の中で、採点表の話にもなっておりますので、そこでまた詳細にもお話できたらというふうに思っております。

ほかにご質問のほうはいかがでしょう。お願いします。

**委員** 指定管理者制度で、この指定管理者についている予算はいいのですけれども、その自己の責任と費用負担によって、新たなことができると、それは事業計画をもって市としっかり協議した上で、それが承認されればできるということのフローを今見たのですけれども、実際の指定管理者の方というのは、積極的にこの新しいことに取り組もうというふうには、今活動されているのですか。

**文化芸術課** ふれあいプラザさんを見ますと、かなり事業をたくさん行っておりまして、そういった努力はうかがえます。

**委員** これは市とやはり協議して、承認を得るというフローは結構期間的にもかかるのですか。

**文化芸術課** 指定を行ってから、その前に、指定管理者の方と打ち合わせをさせていただきまして、まずこちらで指定する指定事業は必ず何の講座を何回とかとやっております。そのほかにつきましても、指定管理者のほうから計画書を出していただいて、それを協議して行っております。

時間的には、定例会は毎月行っておりまして、指定するまでには、決まっております。

ます。

**委員** わかりました。ありがとうございます。

**委員** 先ほどの質問に関連して、例えばですけれども、年度の途中ですとか、その事業期間の途中とかに、こういう活動をして、管理者がやりたいというふうになった場合とかは、その毎月の定例会の中で提案すると、そこについて、協議が行えるような、毎月そういう場はあるという理解で合っていますか。

**文化芸術課** そのとおりです。

**座長** ほかの質問いかがでしょうか。どうぞ。

**委員** 全ての施設のところで、施設の管理と人の管理という、特に研修を全部うたっていますよね。教育をしようという、その教育の内容が余り見えてこないのです。一つは先ほど市長が話されたように、サービス機関なのですよね。だから、そういうことに対して、行政として、指定管理者に要求できているかどうか。多分、そこができないと、サービスの向上にはならないと思うのです。施設のところで、細かくいろいろたわわれています。管理のところで、特に清掃についてうたわれていますよね。私も実はスポーツ施設、全部つくば市が管理しているところ、54施設あります。全部見て歩きました。汚いところから、これはすごいなというところまで、ものすごい格差です、これは。ただ施設管理で清掃とかとうたわれているのですけれども、だから、そういうことに対して、行政として、何を求めて清掃ですかと。多分そこを突いておいていただかないと、指定管理者だろうが、委託管理者であろうが、契約ですから、多分みんな、特に清掃の部分については、何でここまで手を抜くの。多分、受けたほうは、そんな安いお金でできますかという話になってしまうのです。多分、そのやりとりなのです。でも、変えなければいけない。そうしたら、そこで指定管理者を指定された行政として、どんなやっぱりチェックが入っていくか、多分そこまでやっておいていただかないと、お任せしたのですよ、やってくださいよ、ではだめだと思います。残念ながら。私もスポーツ施設を見ながら、この中の幾つか見させていただきました。特に、ここにも書いてある荃崎のふれあいプラザ、素晴らしいですよ、これは。つくばにもこんなすごい施設があるかと。こんなにきれいに使っているかと。全てが板の間です。フロア。でも、上履きなしです、土足で入ってくるのです。それでもきれいなのです。多分、あその場所があれだけできるのだったら、ほかは全部あれと同等にしなければいけない。それをだから、行政は、覚悟を持って、やっぱりそれを指定管理者に求めることができるかどうかだと思っていますから。契約です。そこまで契約をしていただきたいと思います。

**座長** ご意見ありがとうございます。今のお話は、やはりまず契約段階の話、やっぱり契約であるので、そこを曖昧にやってしまうと、もう契約のときにこうしか書いていないではないですかというふうになってしまうと、それ以上突っ込むことは法的にできないというお話だと思いますので、まずそこはしっかりどう



いうふうに規定していくのかというところは見ていく必要がありますね。あと、さらに、今契約してしまっているところについては、やっぱり日々のコミュニケーションの中で中途半端にやっているところというのは、ほかの例等も示しつつ、基準をそろえていくというのは大事になっていきますね。引き続き、そのコミュニケーションのほうは指定管理者のほうとよろしくお願いします。ほかにご意見のほどいかがでしょうか。

そうしましたら、採点表のほうに話を進めてまいりましょうか。

それでは、次第の4、承認事項、採点表における各審査項目の配点についてに移らせていただきます。まず採点表及び選定の基準点について事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局から資料3、資料4について説明】

**座長** そうしましたら、事務局からの先ほどの仕組みの説明についてご質問等ございますでしょうか。

**委員** ちょっと初めてですので、質問させてください。1者が申請している場合が今回多いと思うのですけれども、それで、結論として選定しなかった場合には、我々の仕事はそこで終わりということなのですか。それとも、その1者をもう一度再審査するみたいな追加的な補欠じゃないのですけれども、そういうプロセスが追加されるのですか。

**事務局** 原則としましては、今回この選定検討会議におきましては、そこを選定しなかったということで、その業者については、この段階で終了ということになります。

**座長** ほかにご質問等いかがでしょうか。お願いします。

**委員** 資料の配点表をちょっと見せていただきました。私なんか、同じではないのですけれども、仕事上やっているのはもっと具体的な文言が入っているのです。先ほど他の委員さんのほうからおっしゃられたように。というのは、やっぱり職員の研修というようなことでも、何か具体的な項目があったほうがいいのではないかなというふうに思っています。採点の問題についても、私の観点から行くと、やっぱりこの受ける企業さんが、どのように社内で従業員に対する研修計画を立てているか、サービス業であるというならば、それに伴った具体的な研修時間をどのくらい年間でとっているかとか、そういうことがどこかに入っていたほうが、見やすいのではないかなというような感想を持ちました。

以上です。

**座長** ありがとうございます。この採点表は何で規定されているのでしょうか。この候補者の選定に関する基準によって規定されているという見方なのですか。

**事務局** そうですね。こちらの選定に関する基準の別表ということで、規定のものとなっております。

**座長** わかりました。この規則というか基準の中で、もう別表として各機関共通で今このフォーマットが使われていて、その中での細目というのを、この第2回以降のプレゼンテーションの中で判断していくという、今そういう流れになっているという理解で合っていますか。

**事務局** こちらの採点表につきましては、こちらの大きい項目で14項目なのですけれども、こちらにつきましては、各所管課のほうで配点をつけておりまして、こちらの細目ということではありません。

**座長** 細目付けはしないですけれども、その細かな内容について、機関ごとに2回目以降のプレゼンテーションで各担当課が判断しているという、そういうことですよ。なので、非常に、先ほどの例えば、研修時間ですとか、細かく見ていくのは非常に私も選ぶときに重要だと思っているのですが、恐らく、その複数の施設、共通のフォーマットとして規定されているということなので、フォーマットは共通でこのような共通項を示しつつも、それぞれの施設について、細かくは個別に見ていくというふうに、今はなっている次第でございます。

そのほかにいかがでしょうか。

**委員** もう一度、説明を聞いていたのですが、この中間値という点の存在について説明いただいてもよろしいですか。

**事務局** 資料3の基準の第5条で確認いただければと思うのですけれども、やはりある一定以上の能力がない者を選定するというのも、市の施設としての問題点があるのかなという部分がございます。施設の管理運営を行う能力を有するかどうかということの判断という一つのものとして基準点ということで設けさせていただきました。そちらにつきましては、こちら事務的に策定したものということにはなってしまうのですけれども、各施設の配点につきましては、中間値を用いるということにさせていただきます。

**委員** そうしますと、追加なのですが、中間値を下回る、例えば、経営方針は1だよと、私たちはつけましたと。でも、合計点、基準点は45点を例えば満たしましたといった場合は、どのような判断になるのでしょうか。

**事務局** 現在の基準上で、合計点での判断ということになってございますので、中間値3のものに対して、2点や1点がついている項目があるという場合におきましても、合計の基準点を満たしている場合には、適ということになってございます。

**座長** 今の基準点の制度が、資料の3の基準の第5条で定められておりまして、現在の制度上は、その全体の合計の中で中間値を下回ると、この第5条の3の規定により基準点に満たないものは候補者として選定としないという規定があるという状態になっておりまして、この基準に基づいて今この仕組みを提案させて

いただいているところでございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

**委員** 配点で5点と7点というところで、各施設ごとに7点のところもあれば、5点のところもあるというふうに施設ごとに決めているわけですが、普通ならば、例えば、3番は全部7だとか、そういうことではなくて、これは一つの基準ということで、これは設けている趣旨があるのでしょうか。

**座長** そうしたら、事務局のほう、よろしくお願います。

**事務局** こちらにつきましては、原則として、全体、全て5点配点ということで設定をしております。7点、その重点項目というものは、各所管課におきまして、その特に必要と認める事項、こちらについて、重視して選定をしたいということについて、配点を高めるという制度とさせていただいているところでございまして、特に共通というのは設けていないという内容となっております。

**座長** よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして、各施設ごとに採点表の承認、採点表自体の承認を行ってまいりたいと思います。

初めにノバホールの採点表について文化芸術課から説明をお願いします。

#### 【文化芸術課からノバホールの採点表について説明】

**座長** そうしましたら、全部、言ってから質問という感じにしましょうか。ではノバホールはそういうことで、カピオの採点表について、お願いします。

#### 【文化芸術課からつくばカピオの採点表について説明】

**座長** 続いて、全体通して説明をお願いします。

#### 【文化芸術課から市民研修センターの採点表について説明】

#### 【文化芸術課からふれあいプラザの採点表について説明】

#### 【市民活動課から市民活動センターの採点表について説明】

#### 【こども育成課から大曾根児童館の採点表について説明】

**座長** ありがとうございます。以上、各施設の採点表の説明をさせていただきました。

続いて、個別の施設について、採点表の承認に入ってまいりたいと思います。

まずノバホールについてですが、採点表について、ご質問やご意見ございますでしょうか。

お願いします。

**委員** 先ほどの質問とも絡むのですけれども、3番目、4番目の施設は5年契約で安定された経営基盤が必要だということで、10番目の経営状況等を重視して7点にしたという説明があったと思いますけれども、一方で、このノバホールとあとその次のカピオもそうなのですけれども、これ、3年から5年にやはり延ばしたという中で、5点、そのままというのは、非公募であるということが関係しているという理解でよろしいですか。

**文化芸術課** その点もあります。あとは、財団のほうが、平成25年に公益法人制度に移行したということもあって、運営が安定的に今のところ進んでいるということで、特に7点にはしないで、5点のままにしてあります。

**委員** わかりました。ありがとうございます。

**座長** ほかに、ノバホールについていかがでしょうか。

委員の先ほどのご質問踏まえて、採点表で特にコメントはございませんか。

**委員** ちょっと気になったのが、先ほど他の委員の方からあった、清掃のサービスレベルとか、あと研修について、しっかり時間をとっているかみたいな話があったと思うのですけれども、それがこの採点表でいうと、どこに関係しているのかというところがちょっとよくわからなかったもので、そこだけちょっと全員イメージを共有する必要があるのかなというふうに思います。

**事務局** 採点表の項目としまして、大きくはなってしまうのですけれども、一つは3番ということで、施設管理の実施という内容がございます。こちらがやはり施設の管理上の問題ということで、きちんとした施設管理が行われているかという面も含まれまして、職員の配置であったり、研修、また施設管理という大きなものでございますので、清掃とかそういったものも含まれるのかなと事務局としては考えます。

**委員** この項目でいきますと、12番かと思うのですけれども、労働関係法令ということで、大分広い範囲で、問われているようでございますけれども、この各企業団体のその実務というか、人事のほうの管理という部分については、例えば、残業時間が多いとか少ないとか、休日云々とか、ああいうのは、あちこちでやっています。働き方改革というものです。こういうことについてのそのプレゼンがあれば、当然そういうことを述べさせていただくところだと思うのですが、そういう形で具体的な項目はないわけですね、これね。この大まかに労働法という、そんな感じで評価するということなのでしょう。

**座長** 済みません、事務局に聞きたいのですが、次回以降のその各指定管理者のプレゼンの中では、例えば、職員の残業時間ですとか、そういったところまで、説明資料に含まれているのでしょうか。もしくは、少なくとも聞けば答えが返っ

てくるような準備にはなってくるのですか。

**事務局** 申請書等の中に入っているかと思うのですが、労働環境確認シートというものが、事業所のほうから提出されております。こちらについても、当日、こちらから聞き取り等、プレゼンの後に行っていたらというふうに考えております。

**座長** ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問、いかがでしょうか。お願いします。

**委員** この職員の労働環境というところにつながるかと思うのですが、この申請の段階ですと、まだ民間の業者さんにしても、受けるかどうかわからないというところもあると思うのですけれども、最近の動向を見ていると、ただその施設を運営する人を確保していくのって、意外と大変なのではないかなというところで、適正人数だったりとか、人を何人担保していますよみたいなことも、どこかに含まれているのでしょうか。例えば、職員を何名配置します、その何名はもう確保していますよとか、そういったところも判断基準として、でてくるのでしょうか。

**座長** この採点表の 10 番にも関係してくるかもしれません。済みません、事務局のほうで、今の質問に答えられますようでしたら、お願いいたします。

**事務局** 次回以降の 2 回目以降にプレゼンがございます。それは、申請書に基づいて行われるわけですが、そういった中には、職員の配置状況であるとか、体制、そういったものもプレゼンの際には申請書に基づいて行われる予定でございますので、そういった中でヒアリング等をそ行っていたらというふうに思っております。

**座長** ありがとうございます。

**委員** たびたび済みません。採点表を見せていただいて、つくば市を愛しているかどうかみたいなところというのは、この採点表でいうと、1 番になるのですか。つくば市に対する思いとか、大切ですよ。つくば市を愛しているかみたいなところは 1 番ですか。

**事務局** この採点表でいきますと、その 1 番の経営方針というのにもかかわってくるかと思うのですが、13 番の総合的なその他の熱意等ということで、その中で捉えていただければなと思います。

**委員** わかりました。ありがとうございます。

**座長** そうしましたら、ここまでのご質問を踏まえまして、このノバホールについての採点表の配点項目などについて、修正の提案などございましたらお願いします。

特段よろしいでしょうか。はい。

それでは、ノバホールの採点表は、所管課の案のとおりとさせていただきます。

では、続きまして、つくばカピオ、次ページの採点表についてご質問等ございましたらよろしくお願いいいたします。こちらも基本的に、先ほどと同じ配点となっております。

こちらは特段よろしいでしょうか。ご質問等。

それでは、つくばカピオの採点表につきましても、所管課の案のとおりとさせていただきます。

次に、市民研修センターの採点表について、特段ご質問やご意見等ございますでしょうか。

これらについては、配点を7にしているのが、先ほどと比較すると複数入れられています。その項目などについても、特段の意見、ございましたら、よろしくお願いいいたします。

よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

そうしましたら、市民研修センターの採点表につきましても、所管課の案のとおりとさせていただきます。

次に、ふれあいプラザの採点表について、ご質問やご意見はございますでしょうか。資料の5 - 4の となります。お願いします。

**委員** 安心・安全面の内容のところなのですが、採点表というよりも、その高配点にした理由のところ、その事故防止に係る項目を重視したということなのですけれども、もしあれば構わないのですが、こういうところがやっぱり安全面だと気になるとか、例えば、プールの事故だと、こういうところが一般的には多いから、その防止対策をちゃんとしているかどうかとか。あとこれまでの経験上、このふれあいプラザだとこういう事故が起きそうになった、ヒヤリハットがあったとか、そういうことを踏まえて、その安全対策がちゃんとなされているかどうかとか。もう少しその項目を評価していくときに当たって、少しそういう、特にこの安心・安全面のところとかを高い配点にしている場合であれば、もう少し細かくこういうところを見たほうがいいのか、そういうところの情報を、実際に評価するときまでにはいただいたほうが、こちらとしても評価をしやすいのかなと思うので、これはお願いという感じではありますが、実際の評価のときまでに、安心・安全面、どこを高評価にしたものについては、そういう情報をいただければなというふうに思います。

**座長** そうしましたら、次回以降の審議の参考資料として、そういったものを用意していただくように、よろしくお願いいいたします。

**文化芸術課** はい、わかりました。

**座長** そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

特段ございませんようでしたら、ふれあいプラザの採点表につきましても、所

管課の案のとおりとさせていただきたいと思います。

続きまして、市民活動センターの採点表についてですが、資料の5 - 5 となります。ご質問やご意見はございますでしょうか。こちら全て配点のほうは5 とそろえさせていただいております。

よろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、市民活動センターにつきましても、採点表は所管課の案のとおりとさせていただきます。

続きまして、最後となります。大曽根児童館の採点表についてですが、資料の5 - 6 となります。ご質問やご意見等はございますでしょうか。配点は、ふれあいプラザとかと同じ項目が7 になっているところですね。よろしいでしょうか。特段ございませんようでしたら、大曽根児童館の採点表につきましても、所管課の案のとおりとさせていただきます。

そうしましたら、これで、本日の案件は全て終了となります。次回以降、それぞれのプレゼンを鑑み判断していくこととなりますが、最後に全体を通して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。お願いいたします。

**委員** いろいろご説明いただきましてありがとうございます。

採点表の、我々が採点するということになると思うのですが、先ほど座長がおっしゃられたように、それぞれ参考資料みたいなものは出てくるのですか。例えば、先ほど他の委員さんがおっしゃられたような、この事業所というか、施設では、こういう過去に危険性があったり、事故があったり、それに対する加点があったりということなんです。具体的には、そうすると、ここの安全・安心という観点を考えますと、この辺で、うちはこことこことこだよみたいな、参考資料みたいな。あるいは、他の委員さんがおっしゃられたように、やっぱりこの格差があるというのは、何ていうか、人がやるわけですよ。だから、企業さんでどういう教育をして、人が変わって、同じ人が年中やっているわけではないでしょうから、そういうことがどこかに網羅してあって、それをもとにして、やっぱりぎりぎりの勤務時間で、あるいは、残業時間が多くて、今インターバルなんていうことをやっていますけれども、そういうことを配慮していないで、ただ単に配置して、とんとん回していったら、絶対格差的には出る。だから、こういうことをプレゼンの段階だと思うのですが、参考資料として、これはもうこれとして、よろしいと思うのですが、提示していただくと、大変具体性があるってわかりやすいかなという感想です。よろしくをお願いします。

**座長** わかりました。次回以降、配られるのは、基本的にまず紙袋の資料を各自が持っていた状態で、それ以外の配付資料って何かありますか、来週以降。

**事務局** 今ご質問があった件なのですが、実際のところ、皆さんに今日お配りし

ました申請書、こちらに大体この採点表に沿ったような内容で、様式第2による事業計画書というものが出されております。そういったところを踏まえて、次回以降、各申請者から説明がございます。そういったところで、ちょっともっと深掘りしたいなというところは、その後のヒアリングの際にお聞きして、そういったところを確認していただけたらというふうに考えております。

資料の追加というところにつきましては、先ほどありましたふれあいプラザについては、提出は次回には提示したいとは思いますが、今のところこの申請書に基づいてのプレゼン、ヒアリングというような形をとりたいというふうに考えております。

**座長** よろしいですか。はい。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

**委員** 全てのところで、緊急時の対応というのがうたわれていますので、これはもうどこにも今、AEDが設置されています。その義務づけはどこでもやっぱりしていただければいけないのですか。要するに、講習を受けて、いつ何時、誰がいてもやっぱりそれが利用できるということは、うたっておいていただかないといけないと思います。これは別にプールであろうが、プールでなかりょうが、いつどういう状態が起こるかわかりませんので、これはただ大まかなその緊急時の対応という表現だけではなくて、AEDのやっぱり講習を多分これから義務づけていただかなければいけない問題ではないかと思います。全ての施設で。お互いの幸せのためだと思います。これは、ぜひ、具体的に入れていただくよう、検討していただければと思います。

**座長** 設置状況だけについては、ちなみに今各施設いかがですか。ノバとカピオは。

**文化芸術課** ノバホール、カピオ、あと市民研修センター、ふれあいプラザ、全てに設置してあります。職員も講習は受けております。

**座長** 市民活動センターはいかがですか。

**市民活動課** 現状は、ノバホールのほうのAEDをお借りして、講習のほうは1年に2回行っています。

**座長** 走れば一、二分で行けるような距離にはある。施設自体が狭いというのも、市民活動センターについてはあるかもしれません。

児童館のほうはいかがですか。

**こども育成課** AEDも設置しております。そして、講習も受けております。

**座長** 現在として、そういうふうに体制は整っているという状態なので、そういうのを明示的にしていくというのは、今後のこういう採点表の中とかの議論で検討していくべき話なのかもしれません。わかりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お願いします。

**委員** 先ほど、安全・安心のところ、もう少し個別の施設について、特徴的に



見ていく必要があるような点があれば教えてくださいというお願いをしたのですけれども、やっぱり採点をしていくときに、最初の質問でもあったのですけれども、今やっている業者さんに対して、こういう不満があるとか、こういうふうにしてほしいとか、こういう課題を抱えていて、あと行政としてもこういう課題を抱えていて、そういうところを解決していきたいとか、そういう意識を我々としても共有した上で、こういう審査をしていかなければいけないとあって。そういったときに、やっぱりそういうことが必要かなとあっていて、できれば、そんな細かい資料とかではなくて全然構わないのですけれども、我々審査側の手持ち的なものとして、こういう観点を集中的に見てほしいとか、何かそういうところがあれば、ぜひ情報としていただきたいなと思っています。多分、評価の配点が高いところというのが重要視して見ていかなければいけないところであって、それがその高配点とした理由というところで多分書いてあるので、これを見ると、その各施設で、重要視して見てほしいところというのがわかるのかなと思うのですけれども、もしそのほかに、やっぱり施設として、今後こういうふうな方針で、こういうところをもっと改善してほしいとか、そういうところをしっかり見てほしいとか、何かそういう参考情報としてもしあるのであれば、ぜひいただいて、それを共有した上で、それを今後のヒアリングのときに、もう少し深掘りしていけるような形でできればいいのかなと思うので、ちょっとご検討いただければなというふうに思います。

**座長** ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

特段ございませんようでしたら、以上で、本日は閉会とさせていただきます。お忙しい中、まことにありがとうございました。

事務局から、何かありますか。

**事務局** 今後のスケジュールについて、ちょっとお話をさせていただきたいと思っています。

次回以降の選定検討会議でございますが、申請のあった団体等からプレゼンテーション等を次回から受けていただくようになるかと思っています。

それで、本日承認を受けました採点表をもって、委員の皆様には採点をいただくこととなります。

また、本日、大きい重い紙袋になってしまっているのですが、申請者から出されました書類等を配付しておりますので、次回の会議以降、使用いたしますので、お手数ですが、選定対象施設の書類につきましては、お持ちいただきますようお願いしたいと思います。

次回の会議ですが、10月11日午前9時から、会場としましては、ここの同じ

場所になります。

今回は、大曽根児童館を予定しておりますので、大曽根児童館に関する2団体の申請書類のほうをお持ちいただけたらと思います。

事務局からは以上でございます。

それでは、長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。本日はどうもありがとうございました。

# つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員委嘱状交付式 及び第1回選定検討会議 次第

日時 平成29年9月21日（木）10時～

場所 つくば市役所 5階 庁議室

平成29年度選定対象施設：ノバホール

つくばカピオ

市民研修センター

ふれあいプラザ

市民活動センター

大曾根児童館

## 【委嘱状交付式】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶

## 【第1回つくば市指定管理者候補者選定検討会議】

- 1 開会
- 2 会議の公開について
- 3 報告事項 対象施設の概要，募集概要及び申請状況について
- 4 承認事項 採点表における各審査項目の配点について
  - (1) 選定に関する基準について
  - (2) 各施設の採点表について
- 5 閉会

## 【資料1-1】

### つくば市会議の公開に関する指針（抜粋）

策定 平成19年 1月  
改正 平成20年 8月 6日  
平成28年 4月 8日  
平成28年12月13日

この指針は、審議会等の会議を市民に公開するための基本的な事項を定め、市政における様々な施策の意思形成において、重要な役割を担っている審議会等の審議内容を明らかにすることによって、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする。

#### 1 対象とする会議

ホームページに掲載して市民に開催の周知をする会議は、次の機関及び会合（以下「審議会等」という。）の会議とする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として設置された審議会、審査会、調査会等
- (2) 市の事務について、研究等を行うため開催する懇談会、懇話会、研究会、委員会等（執行機関内部の会合を除く。）

#### 2 周知方法（略）

#### 3 公開・非公開の基準

会議は、その内容によって公開、非公開又は公開・非公開を当日決定（以下「当日決定」という。）に区分する。

##### (1) 公開の会議

- ア 条例等（審議会等の設置の根拠となった条例等をいう。以下同じ。）で公開にされ、例外の規定がない会議
- イ 非公開又は当日決定以外の会議

(2) 非公開の会議

- ア 争訟の裁定，調停等に係る会議（条例等に公開の規定がある場合を除く。）
- イ 条例等で非公開にされ，例外の規定がない会議
- ウ 条例等で公開にされているが例外の規定があり，審議会等又はその代表者が非公開と決定した会議
- エ 条例等で公開，非公開の規定がなく，審議会等又はその代表者が非公開と決定した会議
- オ つくば市情報公開条例第5条の規定により不開示にできる事項に関する会議

(3) 当日決定の会議

- ア 条例等で公開にされているが例外の規定があり，審議会等又はその代表者が会議に諮って決定するとした会議
- イ 条例等で公開，非公開の規定がなく，審議会等又はその代表者が会議に諮って決定するとした会議
- ウ つくば市情報公開条例第5条の規定により不開示にできる事項に関する会議で審議会等又はその代表者が会議に諮って決定するとした会議

- 4 掲載事項（略）
- 5 会議の公開方法（略）
- 6 資料の閲覧及び配布（略）
- 7 会議録の作成（略）
- 8 会議結果の公開等（略）
- 9 疑義（略）
- 10 附則（略）

## 【資料1-2】

### つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成27年7月1日

条例第27号

(行政文書の開示義務)

第5条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 法人その他の団体(国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命，健康，生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3)～(6) (略)

(平29条例22・一部改正)

## つくば市立ノバホール指定管理者申請状況

## 1 現地説明会参加団体数 (実施日:平成 年 月 日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
件数				0

## 2 指定管理者申請団体数 (受付期間:平成29年8月28日～9月1日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
件数	1			1

## つくばカピオ指定管理者申請状況

## 1 現地説明会参加団体数 (実施日:平成 年 月 日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
件数				0

## 2 指定管理者申請団体数 (受付期間:平成29年8月28日～9月1日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
件数	1			1



## つくば市市民研修センター 指定管理者申請状況

## 1 現地説明会参加団体数 (実施日:平成29年7月21日)

本社所在地	県内		県外	合計
	市内	市外		
件数	0	0	0	0

## 2 指定管理者申請団体数 (受付期間:平成29年7月21日～8月10日)

本社所在地	県内		県外	合計
	市内	市外		
件数	1	0	0	1

## つくば市ふれあいプラザ 指定管理者申請状況

## 1 現地説明会参加団体数 (実施日:平成29年7月19日)

本社所在地	県内		県外	合計
	市内	市外		
件数	0	2	0	2

## 2 指定管理者申請団体数 (受付期間:平成29年7月21日～8月10日)

本社所在地	県内		県外	合計
	市内	市外		
件数	1	0	0	1

## つくば市市民活動センター指定管理者申請状況

## 1 現地説明会参加団体数 (実施日:平成29年7月27日)

本社所在地	県内		県外	合計
	市内	市外		
件数	0	0	0	0

## 2 指定管理者申請団体数 (受付期間:平成29年7月21日～8月10日)

本社所在地	県内		県外	合計
	市内	市外		
件数	1	0	0	1

## つくば市立大曾根児童館 指定管理者申請状況

## 1 現地説明会参加団体数 (実施日:平成29年7月18日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
件数	1	0	0	1

## 2 指定管理者申請団体数 (受付期間:平成29年7月18日～8月7日)

本社所在地	県 内		県外	合計
	市内	市外		
件数	2	0	0	2

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

【資料3】

3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上と

【資料3】

なった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計

イ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計

ウ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)及び管理運営に関する収支予算の4つの審査項目の全委員の点数の合計

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

## つくば市

## 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

## 配点

5 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか 来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 業務に対応できる職員が配置されているか 職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) 募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか 上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
	施設の運営(2) サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか 利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)		
	施設の運営(3) 地域や他施設との連携等が考慮されているか 平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)		
5	個人情報の保護 内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか 収支計画に無理はないか 合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか 安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか 過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	その他、総合的に見た熱意等 管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表		
合計点数				(基準点)
適・否				



## つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
-----	--

## 1 指定概要

施設名	
所在地	
指定管理者	
指定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで( 年間)
評価対象期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

## 2 運営実績

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数・稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
利用者の満足度、苦情等			
収支状況			

### 3 評価結果

評価項目		調査書類	評点
(1) 管理状況	<b>適切な管理の履行</b> 協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。 (清掃, 警備, 保守点検, 環境配慮等) 職員配置は適切か。 職員教育, 育成は適切に行われたか。 (就業規則, 待遇等研修, 法令, 情報管理等)	事業計画書 定期報告書 事業報告書 研修資料 業務日誌 点検記録 等 (現地調査)	
	<b>法令遵守</b> 法基準に則った保守・管理及び監視, 測定を実施したか。 個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	測定等資料 内部規約 等 (現地調査)	
	<b>安全性の確保</b> 来館者の安全対策, 事故防止策は適切であったか。 防犯及び防災, その他事故等緊急時の体制, 対応は十分であったか。 消防訓練は実施されているか。 事業者の責めに帰す事故が発生したか。	内部規約 業務日誌 事故報告書 (現地調査) 消防計画 等	
	【評価の理由】		
(2) 運営状況	<b>平等利用及び利用促進策等</b> 平等・公平な利用に配慮されていたか。 仕様書に指定された事業及び事業者の自主事業が計画通り実施されたか。 施設の設置目的に応じた広報や利用者への情報提供を適切に行ったか。	受付簿等 仕様書, 事業計画書 事業報告書 HP, チラシ等 (現地調査)	
	<b>利用者サービスの状況(満足度)</b> 利用者の意見を把握し, それらを反映させる取組がなされているか。(開館日, 開館時間, 利用料金等) 利用者からの苦情やトラブルに対し, 適切に対応したか。 利用者アンケート等の結果, 施設利用者の満足が得られているか。	事業計画書 事業報告書 業務日誌 アンケート 等 (現地調査)	
	<b>利用実績</b> 利用者数・利用料金収入は, 事業計画どおりか。 (導入前との比較, 導入後の推移等)	事業計画書 定期報告書 事業報告書 等	
	【評価の理由】		
(3) 収支状況	<b>収支状況</b> 管理経費を縮減するため, 効果的・効率的な執行がなされたか。 利用料金収入を確保するための方策は適切であったか。 収支計画は, 計画どおり達成されたか。	事業計画書 定期報告書 事業報告書 等	
	【評価の理由】		

【総合評価】

合計得点		評価ランク	
【評価の理由】 評価を踏まえ、翌年度の指導方針も記載する。			

添付書類

月別施設別利用者数一覧, 月別施設別稼働率一覧, 自主事業実績, 利用者満足度調査(アンケート調査等)結果, 苦情一覧, 収支報告書

【評価の基準】

<p>4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの            3: 目標や計画を上回る成果があったもの            2: 目標や計画どおりの成果があったもの            1: 工夫や改善は認められるが, 結果的に目標や計画を下回っており, さらなる努力が必要なもの            0: 目標や計画を下回っており, (所管部署の指導にもかかわらず,) 工夫, 改善が足りないもの</p>
---

【総合評価の基準】

<p>S: 総合的に評価した結果, 特に優れていると認められる            (0点の項目が無く, 合計点が25点以上)            A: 総合的に評価した結果, 優れていると認められる            (0点の項目が無く, 合計点が21~24点)            B: 総合的に評価した結果, 適正に運営されていると認められる            (0点の項目が無く, 合計点が14~20点)            C: 総合的に評価した結果, さらなる努力が必要であると認められる            (0点の項目が無く, 合計点が9~13点)            D: 総合的に評価した結果, 改善すべき点があると認められる            (合計点が8点以下)</p>
---

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により, 下表の加減点を採点表へ反映させる。

<p>S: 5点加点            A: 3点加点            B: 0点            C: 3点減点            D: 5点減点</p>
--

採点結果表 (例:申請者1者)

基準点を48点とする。

選定委員	採点結果	
	申請者A	
	得票	点数
A	適	53
B	適	55
C		47
D	適	51
E		45
F	適	49
G	適	51
H	適	58
I	適	48
J	適	49
得票合計 点数合計	8	506

選定委員	採点結果	
	申請者B	
	得票	点数
A	適	50
B	適	52
C		44
D		45
E		42
F		46
G	適	48
H	適	55
I		45
J		46
得票合計 点数合計	4	473

申請者Aの場合は過半数の委員が基準点以上と評価しているため、候補者として選定する。  
 申請者Bの場合は過半数の委員が基準点に満たないと評価したため、候補者として選定しない。  
 適否同数のときは、委員の協議により選定する。

採点結果表 (例:申請者2者)

選定委員	採点結果			
	申請者A		申請者B	
	得票	点数	得票	点数
A		58		56
B		56		54
C		61		62
D		53		54
E		63		61
F		58		59
G		61		59
H		59		60
I		60		60
J		59		59
得票合計 点数合計	6	588	6	584

申請者Aと申請者Bで、第1順位に選んだ選定委員は6名で同数。そのため、合計点数で順位を決定する。

申請者Aを指定管理者候補者とし、申請者Bを次点候補者とする。

つくば市立ノバホール 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5 : 1 = 好ましくない 2 = 普通より劣る 3 = 普通 4 = 普通より優れている 5 = 優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか 来館者の安全対策,事故防止に配慮されているか	様式第2号	5	3
3	施設管理の実施 業務に対応できる職員が配置されているか 職員の研修計画,経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) 募集要項,仕様書に指定された業務が網羅されているか 上記の業務内容に,独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策,トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか 利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	5	3
	施設の運営(3) 地域や他施設との連携等が考慮されているか 平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)	5	3
5	個人情報の保護 内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 防犯及び防災の対応,その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 団体の経営方針や今回の申請理由が,施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 施設の管理や運営及び自主事業等において,CO2削減方策等, 環境への配慮が十分なされているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 仕様書にある必要経費や人件費,その他の経費が見込まれているか 収支計画に無理はないか 合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか 安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号,活動状 況,事業報告書,収 支決算書,納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか 過去に同種又は,類似業務の実績があるか	様式第4号,定款等 活動状況,事業報告 書	5	3
12	職員の労働環境等 労働関係法令が遵守されているか	様式第2号,積算内 訳,労働環境確認 シート	5	3
13	その他,総合的に見た熱意等 管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表	5	0
合計点数			80	(基準点) 45
適・否				

つくばカピオ 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5 : 1 = 好ましくない 2 = 普通より劣る 3 = 普通 4 = 普通より優れている 5 = 優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか 来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5	3
3	施設管理の実施 業務に対応できる職員が配置されているか 職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) 募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか 上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか 利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	5	3
	施設の運営(3) 地域や他施設との連携等が考慮されているか 平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)	5	3
5	個人情報の保護 内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか 収支計画に無理はないか 合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか 安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号, 活動状況, 事業報告書, 収支決算書, 納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか 過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号, 定款等 活動状況, 事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 労働関係法令が遵守されているか	様式第2号, 積算内訳, 労働環境確認シート	5	3
13	その他, 総合的に見た熱意等 管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表	5	0
合計点数			80	(基準点) 45
適・否				

## つくば市市民研修センター 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

### 配点

5 : 1 = 好ましくない 2 = 普通より劣る 3 = 普通 4 = 普通より優れている 5 = 優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか 来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 業務に対応できる職員が配置されているか 職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) 募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか 上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか 利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	7	4
	施設の運営(3) 地域や他施設との連携等が考慮されているか 平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)	7	4
5	個人情報の保護 内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか 収支計画に無理はないか 合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか 安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	7	4
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか 過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表	5	0
合計点数			92	(基準点) 51
適・否				



## 「つくば市市民研修センター」 高配点とした理由

番号	審査項目	理由
2	安心・安全面からの対応	浴室のある施設であり，高齢者の利用も多いため，来館者の安全対策，事故防止に係る項目を重視した。
3	施設管理の実施	浴室や施設の維持管理を含め，安全衛生管理が適切に実施できる体制が確立できるかを重視した。
4	施設の運営（1）	市民に生涯学習の機会を提供することを設置目的とする施設であり，指定事業や自主事業の内容を重視した。
4	施設の運営（2）	60歳以上の免除利用者の増加により，利用料収入が減となっているが，利用料増加の具体的対策が考慮されているかを重視した。
4	施設の運営（3）	つくば市の北部に位置するため，筑波地区の市民に多く利用されているが，自主事業の企画等において，地域との連携が図られているかを重視した。
10	経営状況等	平成30年から5年間の指定期間を予定しており，継続して安定した経営を行っていただけるかを重視した。

## つくば市ふれあいプラザ 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

### 配点

5 : 1 = 好ましくない 2 = 普通より劣る 3 = 普通 4 = 普通より優れている 5 = 優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか 来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 業務に対応できる職員が配置されているか 職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) 募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか 上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか 利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	7	4
	施設の運営(3) 地域や他施設との連携等が考慮されているか 平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)	7	4
5	個人情報の保護 内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか 収支計画に無理はないか 合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか 安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号, 活動状況, 事業報告書, 収支決算書, 納税	7	4
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか 過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号, 定款等 活動状況, 事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 労働関係法令が遵守されているか	様式第2号, 積算内訳, 労働環境確認シート	5	3
13	その他, 総合的に見た熱意等 管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表	5	0
合 計 点 数			92	(基準点) 51
適 ・ 否				

## 「つくば市ふれあいプラザ」 高配点とした理由

番号	審査項目	理由
2	安心・安全面からの対応	年間約7万2千人と多くの利用があり，ホールとフィットネスプールを備えていることから，来館者の安全対策，事故防止に係る項目を重視した。
3	施設管理の実施	フィットネスプールをはじめ，ホールや録音室など，多岐にわたる貸室を有することから，対応できる職員が適切に配置されているかを重視した。
4	施設の運営（1）	市民に自主的な活動と交流の場を提供する生涯学習施設であるため，指定事業や自主事業の内容を重視した。
4	施設の運営（2）	様々な用途を持つ施設であることから，利用者の要望を把握し，施設運営がされているかを重視した。
4	施設の運営（3）	つくば市の南部に位置するため，茎崎地区の市民に多く利用されているが，市民に交流の場を提供することが目的の施設であるため，自主事業の企画等において，地域との連携が図られているかを重視した。
10	経営状況等	平成30年から5年間の指定期間を予定しており，継続して安定した経営を行っていただけるかを重視した。

## つくば市市民活動センター 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

### 配点

5 : 1 = 好ましくない 2 = 普通より劣る 3 = 普通 4 = 普通より優れている 5 = 優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか 来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5	3
3	施設管理の実施 業務に対応できる職員が配置されているか 職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) 募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか 上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか 利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	5	3
	施設の運営(3) 地域や他施設との連携等が考慮されているか 平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)	5	3
5	個人情報の保護 内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか 収支計画に無理はないか 合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか 安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号,活動状 況,事業報告書,収 支決算書,納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか 過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号,定款等 活動状況,事業報告 書	5	3
12	職員の労働環境等 労働関係法令が遵守されているか	様式第2号,積算内 訳,労働環境確認 シート	5	3
13	その他,総合的に見た熱意等 管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表	5	0
合 計 点 数			80	(基準点) 45
適 ・ 否				

つくば市立大曾根児童館 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配点

5 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7 : 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審査項目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 事業計画が、設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか 来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 業務に対応できる職員が配置されているか 職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) 募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか 上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか 利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)	7	4
	施設の運営(3) 地域や他施設との連携等が考慮されているか 平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)	7	4
5	個人情報の保護 内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号, 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか 収支計画に無理はないか 合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか 安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号,活動状 況,事業報告書,収 支決算書,納税	7	4
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか 過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号,定款等 活動状況,事業報告 書	5	3
12	職員の労働環境等 労働関係法令が遵守されているか	様式第2号,積算内 訳,労働環境確認 シート	5	3
13	その他,総合的に見た熱意等 管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5, -3, 0, 3, 5)	実績評価表		
合計点数			87	(基準点) 51
適・否				

## 「大曽根児童館」 高配点とした理由

番号	審査項目	理由
2	安全・安心面からの対応	児童館運営では、不特定多数の来館者に対して安心・安全な居場所を提供することが最大の責務であるため。
3	施設管理の実施	児童館運営では、不特定多数の来館者に対して安心・安全な居場所を提供することが最大の責務であるため。
4	施設の運営(1) 施設の運営(2) 施設の運営(3)	施設の運営においては、一般来館者に向けた単なる施設開放に留まるのではなく、地域密着型の子育てコミュニティスペースとしての活用は勿論のこと、放課後児童クラブの運営や、母親クラブの開催等を円滑に実施していく必要があるため。
10	経営状況等	大曽根児童館では、多世代交流事業や放課後児童クラブ事業等で、多くの人的資源の投入が予想されることから、雇用の確保、適正な人員配置等、安定的な運営を行えるだけの経営基盤が必要であるため。